

# 極上の会津プロジェクト協議会PR映像制作等業務委託業者選定プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

極上の会津プロジェクト協議会の構成メンバーである会津 17 市町村を PR する観光プロモーション映像を制作する。映像は「極上」をイメージさせるものとし、会津を細かく紹介するというよりは、訴求効果を求めており、イメージ映像としての活用を想定している。また、会津地方 17 市町村の知名度及びイメージの向上や観光誘客を目的とするものであり、観光イベント等での放映やHP等で公開する他、効果的に観光PR活動に活用することとする。さらに、委託業務内で実施可能である効果的な活用方法があれば提案・実施するものとする。

本要領は、当該業務の委託先を選定するためのプロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務委託期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 25 日まで

## 3 業務の内容 別紙仕様書のとおり

## 4 プロポーザルの概要

- (1) 名 称 極上の会津プロジェクト協議会PR映像制作等業務委託プロポーザル
- (2) 選定方式 応募者から提案された企画提案書を用いてヒアリングの審査会を行い1者を選定する
- (3) 委 託 極上の会津プロジェクト協議会は委託にあたって、入選者の提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施されるのではなく、協議して進めるものとする。
- (4) 審査員 極上の会津プロジェクト協議会エリア代表者9名（中央エリア・北エリア・東エリア・南エリア・西エリア）
- (5) 事務局 極上の会津プロジェクト協議会（会津若松市観光商工部観光課内）  
〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3-46  
電話番号（直通）0242-39-1251 （FAX）0242-39-1433  
E-Mail：[gokujou-aizu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:gokujou-aizu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)

## 5 全体日程

日程	時間	内容
6月29日		公募開始
7月8日	17時15分	質問締切
7月10日	17時15分	プロポーザル参加申込書締切
7月24日	17時15分	企画提案書締切
7月29日	14時00分～	審査会

6 事業費 3,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

7 公募型プロポーザル方式を採用する具体的な理由

本事業は、映像制作という専門性の高い事業であるとともに、観光PRに寄与することを目的としており、観光PRに結びつく映像の内容及び効果的な活用については様々な手法が考えられるため、民間事業者からのプロポーザル方式による業者選定を実施する。

8 参加業者について

参加業者は公募とし、以下の事項を充足していることを条件とする。

- (1) 単体企業体であること。
- (2) 参加表明書を提出していること。
- (3) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

9 参加申込方法

- (1) 申込期間 平成27年7月10日（金）17:15まで
- (2) 申込方法 プロポーザル参加申込書を極上の会津プロジェクト協議会事務局（会津若松市観光商工部観光課内）まで郵送、持参、ファックスまたは電子メールにて提出することとする。なお、ファックスまたは電子メールにより提出する場合は、送信後に電話で必ず着信の確認をすること。

10 企画提案書について

(1) 企画提案書の提出方法

- ①提出場所 極上の会津プロジェクト協議会事務局（会津若松市観光商工部観光課内）
- ②提出方法 参加業者の自己の責任において、持参又は郵送で送付する。
- ③提出期限 平成27年7月24日（金）17:15必着

(2) 企画提案書に係る質問の受付方法及び回答方法

- ①受付期間 平成27年7月8日（水）17:15まで
- ②提出場所 極上の会津プロジェクト協議会事務局（会津若松市観光商工部観光課内）
- ③提出方法 質問は質問書（任意様式A4版）をメール又はファックスで提出。
- ④回答方法 質問に対する回答については、質問者及びプロポーザル参加者全員に対して同じものをファックスする。

### (3) 企画提案書の内容

- ①会社概要、②類似業務の実績、③企画案、④全体工程表、⑤見積明細書

### (4) 企画提案書作成の注意点

- ①各提案書は、A4判、横書き、左綴じとすること。
- ②書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ること。

### (5) 企画提案書の様式

- (別紙様式1) 表題 (1枚)
- (別紙様式2) 会社概要 (1枚)
- (別紙様式3) 類似業務の実績 (1枚)
- (任意様式) 企画案
- (任意様式) 全体工程表 (1枚)
- (任意様式) 見積明細書 (1枚)

### (6) 提出部数 ・企画提案書 12部

### (7) 費用の負担

企画提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

## 1.1 審査会について

- (1) 期日 平成27年7月29日(水) 14時00分～(予定)
- (2) 場所 會津稽古堂 研修室3
- (3) ヒアリング方法
  - ① ヒアリングには、3名まで出席が可能。
  - ② プレゼンテーションは、企画提案書の説明の順で進める
  - ③ 参加者のヒアリング順番は企画提案書の提出順とする。開始時刻は後ほどファックスで伝えるので、指定時間を厳守すること。
  - ④ プレゼンテーションの時間は各団体13分。  
企画提案書のプレゼンテーション後、10分間の質疑応答時間を予定する。

## 1.2 審査及び結果の通知

### (1) 審査会

選定に係る審査は、「4プロポーザルの概要(4)審査員」に定める審査員が行う。

(2) 審査及び決定者

提出された企画提案書を用いてヒアリングを実施し、本業務委託に適した提案者として1者を選定する。

(3) 決定者の通知

決定者名を参加者全員に文書にて通知する。

### 1.3 失格条項

参加表明者が次の条項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は事務局関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (3) 別紙様式に示された記載事項の全部又はその一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) その他審査会が不適格と認める場合

### 1.4 その他

- (1) 提出された書類や企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出期限後における企画提案書の再提出及び差し替えは認めない。
- (3) 審査会において企画提案書の説明には、パソコン等を使用しないこと。提出した企画提案書のみで行うこと。
- (4) 指定された日時は厳守することとし、天災等のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は速やかに事務局まで連絡すること。